【資料１】

第３回入間市空家等対策協議会書面開催の流れについて

会議の書面開催の流れについては、以下のとおりになります。

①市危機管理課より開催通知及び資料を郵送します。

↓

②届きました資料をご精読願います。各議題に対する説明は「【資料２】第３回入間市空家等対策協議会の概要について」をご覧ください。

↓

③別紙「議題シート」を記入し、署名・捺印の上、返信用封筒にて２月 15 日（火）までにご提出ください。この返信をもって会議への「出席」とさせていただきます。

↓

④事務局において皆様のご意見を「会議結果」としてまとめます。「会議結果」の作成をもって、会議が成立したとし、「会議結果」を皆様へ郵送します。

※報酬の支払いについて

①～④の流れにおいて会議が成立しましたら、「議題シート」を提出いただいた委員に対し、１回分の報償金 7,000 円（源泉所得税控除後 6,190 円）をお支払いします。

お支払い方法は銀行振り込みとなります。支払銀行口座の変更がある場合、別途危機管理課までご連絡ください。

※会議の公開について

本協議会は、入間市審議会等の会議に関する要綱に基づき、原則、公開とさせていただきます。そのため、会議の概要について、市政情報コーナー、市公式ホームページにて公開し、市民の皆様へお知らせしたいと考えております。

【資料２】

第３回入間市空家等対策協議会の概要について

議題１　第２次入間市空家等対策計画の策定について

配布資料	【資料３】パブリックコメントの結果について 【資料４】第２次入間市空家等対策計画の策定について 【資料５】第２次入間市空家等対策計画（案）
説明概要	●パブリックコメントの結果について【資料３】 　令和３年１２月１５日（水）から令和４年１月１３日（木）まで実施したパブリックコメントにて、１人から３件の意見が提出されました。提出された意見については、後日、市の考え方を市公式ホームページ等にて公表いたします。 ●第２次入間市空家等対策計画の策定について【資料４、５】 　前回からの変更点として、庁内意見聴取及び庁内検討会議の結果等を踏まえまして、資料３、資料４のとおり対応いたしました。 　この案を最終案として、令和４年３月上旬に計画の完成を予定しております。なお、完成した際には、委員の皆様に完成版を送付させていただきます。

議題２　入間市空家等の適正管理に関する条例の制定について

配布資料	【資料３】パブリックコメントの結果について 【資料６】入間市空家等の適正管理に関する条例の制定について 【資料７】入間市空家等の適正管理に関する条例及び施行細則（案）
説明概要	●パブリックコメントの結果について【資料３】 　令和３年１０月２６日（火）から１１月２４日（水）まで実施したパブリックコメントにて、３人から９件の意見が提出されました。提出された意見については、後日、市の考え方を市公式ホームページ等にて公表いたします。

	●入間市空家等の適正管理に関する条例の制定について 【資料６、７】 前回からの変更点として、市総務課法規担当からの指示がありましたので、資料６、資料７のとおり対応いたしました。 この案を最終案として、令和４年７月に条例の施行を予定しております。

議題３　今後の主な取組予定について

配布資料	【資料８】今後の主な取組予定について
説明概要	今後の空き家対策の各種取組について資料８のとおり提案しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、随時、中止・延期する場合があることを申し添えます。 <u>令和３年度</u> ●入間市空き家相談会 空き家の発生の抑制や適正管理の促進のため、空き家相談会を開催します。今年度については、埼玉県行政書士会狭山支部、（公社）埼玉県宅地建物取引業協会彩西支部の２団体にご協力いただき開催予定となっております。 <u>令和４年度</u> ●納税通知書を活用した空家等の適正管理の啓発 令和４年５月頃に発送を予定している固定資産税納税通知の封書に、空家等の適正管理を呼びかける啓発文及び空き家バンクのチラシを同封し、適正管理の啓発及び空き家バンクの周知を図ります。 ●協議会委員の改選について 現委員の任期が今年度までとなっているため、来年度において委員の改選を行います。４月初旬に関係機関への選出依頼をさせていただく予定となっているため、ご承知おきください。

	●空家等対策の所管課の変更について 令和４年度より、空家等対策については都市計画課が所管する予定となっております。

その他

●御礼

上述のとおり、現委員の任期は令和４年５月３１日までとなっており、今回の協議会で終了となります。委員の皆様におかれましては、公私ともにご多忙な中、市の空家等対策において、ご協力を賜り誠にありがとうございました。

皆様より賜りました空家等対策へのご尽力、ご協力に対しまして心より御礼を申し上げますとともに、引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【資料３】

パブリックコメントの結果について

「第２次入間市空家等対策計画（案）」及び「入間市空家等の適正管理に関する条例（案）」に関する意見募集（パブリックコメント）を行った結果について、次のとおり報告いたします。

（計画）

〇募集期間　令和３年１２月１５日（水）から令和４年１月１３日（木）

〇募集方法　危機管理課、市政情報コーナー、市民活動センター（イルミン内）、各公民館、図書館本館、西武分館に原案を用意し、意見の募集を行いました。

〇提出件数　１人から３件

（条例）

〇募集期間　令和３年１０月２６日（火）から令和３年１１月２４日（水）

〇募集方法　危機管理課、市政情報コーナー、市民活動センター（イルミン内）、各公民館、図書館本館、西武分館に原案を用意し、意見の募集を行いました。

〇提出件数　３人から９件

提出された意見については、後日、市の考え方として回答を作成し、市公式ホームページにて公表いたします。

【資料４】

第２次入間市空家等対策計画の策定について

１．前回からの変更点

令和３年１０月５日から令和３年１０月２２日までの間に実施された庁内意見聴取の結果等を踏まえ、次のとおり対応いたしました。

ページ・項目等	意見等の概要	危機管理課の考え方
全体	・「空家等」と「空き家」が混在しているが、使い分けに意味はあるのか。あるのであれば、「空き家」の用語解説も必要ではないか。 ・「本市」、「当市」、「入間市」が混在しているが、統一すべきではないか。 ・「以下の・・」、「次の・・」が混在しているが、統一すべきではないか。 ・全体的に文字が太く、読みづらい。 ・全体的に「等」が多く、読みづらい。	・住宅・土地統計調査おける「空き家」は、「空家等」とは異なるため、当該項目に関わる部分については「空き家」と表記します。 表５：住宅・土地統計調査に、この調査における「空き家」の説明を付記します。 当該項目以外で「空き家」となっている部分については、「空家等」で統一します。 ・「本市」で統一します。 ・「以下」で統一します。 ・本文を明朝体に変更します。（見出しは変更なし。） ・「空家等」や「所有者等」が法用語であるため、「等」が多くなっています。その他の部分で可能な限り対応します。
目次	・目次では「計画策定の趣旨　１」、本文では「１　計画策定の趣旨」となっているため、統一すべきでは	・本文に合わせ、目次を「１　計画策定の趣旨」（１～５まで同様）に訂正します。

	ないか。（１～５まで同様）	
ｐ１　１　計画策定の背景と目的	・１行目「居住その他の使用がなされていない・・」⇒「使用がされていない」とすべきではないか。 ・１０行目「総合的かつ計画的に実施とあるが、スケジュールはあるのか。 ・表１「著しく景観を損なっている状態その他周辺の・・」⇒「著しく景観を損なっている状態、その他周辺の・・」（読点を入れる） ・表１　国土交通省及び総務省の見解とあるが、２つの項目について両省が見解を示しているのか。 ・表１　補足説明に根拠資料は表記しなくてよいのか。	・指摘のとおり訂正します。 ・この表記は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」より引用したものです。具体的な取り組みのスケジュールは掲載していませんが、計画に基づき施策を実施していくという意味で計画的と表記しています。 ・法律の表記に合わせ、原案どおりとします。 ・本項目の内容は、国において空家等に関する基本指針を定める際に寄せられた質問及び意見に対し、国土交通省及び総務省の考え方として回答されたものです。よって、両省がこの見解を示していると解釈しています。 ・上記のとおり法令等からの引用ではないため、根拠資料の表記は行いません。
ｐ２　２　計画の位置づけ	・「表２：入間市空家等対策の位置づけ」⇒「表２：計画の位置づけ」とすべきではないか。 ・表２「令和４年度策定予定」⇒「令和４年度施行予定」とすべきではないか。	・指摘のとおり訂正します。 ・指摘のとおり訂正します。
ｐ３　２　空き家の現状と課題	・表題の表記が目次と合っていない。	・目次に合わせて訂正します。
ｐ３（１）人口及び世帯数の推移	・１行目 百人単位まで出していて「約」とする意味	・約を削除し、正確な人数を表記します。

	があるのか。正確な人数を表記すべきではないか。 ・２行目「６５歳以上の高齢者数が約１．１倍」⇒「１．１３倍」とすべきではないか。（他の数字の表記に合わせて） ・５行目「高齢者世帯数及び一人暮らし高齢者世帯数」とあるが、一人暮らし高齢者世帯は高齢者世帯に含まれるのではないか。 ・図１の棒フラフの推移が分かりづらいので工夫してはどうか。 ・図１、図２で表記年が異なるため統一してはどうか。 ・図１に単位を付すべきではないか。 ・図２にカンマを付すべきではないか。	・指摘のとおり訂正します。 ・「一人暮らし高齢者世帯数」が「一人暮らし高齢者数」の誤りであるため訂正します。 ・数字にて推移が確認できるため、原案どおりとします。 ・図１に合わせ、平成２７年から令和２年とします。 ・図１に単位を付記します。 ・図２にカンマを付記します。
ｐ４～５（１）住宅・土地統計調査から見た空き家の状況	・①「空き家の総数は平成２５年度と比べ８４８万８６，００戸と、２９万3，０００戸増加しています。」⇒「空き家の総数は８４８万8，６００戸であり、平成２５年と比べ２９万３，０００戸増加しています。」にしてはどうか。（②、③も同様。） ・図３～５の数値の単位が千戸であるため、本文も合わせてはどうか。 ・図３～５は平成１０年からのものであるが、平成２５年との比較のみでよいのか。 ・空き家数は全国の状況では上昇しており、県の状況では下落している。この分析はないのか。	・意見のとおり訂正します。 ・表４で正確な数字を表記しているため、原案どおりとします。 ・前期計画では平成２５年の調査結果を表記していたため、それとの比較を表した内容としています。 ・住宅・土地統計調査は標本調査であるため、空き家数については調査年でかなりの増減

	・図５にカンマを付すべきではないか。 ・表４の空き家率の順位が（５３市町）となっている理由はあるのか。	があることがあります。増減の分析は困難であると考えるので、分析を表記しません。 ・図５にカンマを付記します。 ・住宅・土地統計調査の対象は、平成２７年国勢調査時の人口が１５，０００人以上の市町村となっており、それ以下の自治体は対象外となっています。
ｐ６（１）住宅・土地統計調査から見た空家の状況、（２）空家等の把握状況	・表５の「〇空き家の内訳」上段を１段開けるべきではないか。 ・表５「たまに寝泊まりする人がいる住宅」⇒「たまに寝泊まりする人がいる住宅及び別荘」とすべできはないか。 ・表５下の注釈はｐ５の文中で同様の説明があるため不要ではないか。 ・表５の下の注釈を丁寧語にしてはどうか。 ・１行目「市民等からの情報、相談を基に平成２７年度から令和２年度まで調査を実施した結果・・」の「市民等からの情報、相談を基に」は不要ではないか。	・指摘のとおり訂正します。 ・総務省の表記を引用しているため、原案どおりとします。 ・「その他の住宅」が太枠となっている理由が分かりづらいとの指摘がありこの注釈を付記したため、原案どおりとします。 ・注釈は丁寧語を使わない場合が多いため、原案どおりとします。 ・指摘のとおり削除します。
ｐ７（３）空家等の管理状況	・３行目「適正に管理されていない案件８３戸の内訳は、状況別では・・」の「案件」及び「状況別」は不要ではないか。 ・３行目では「環境面（樹木等の繁茂）」、図７では	・指摘のとおり削除します。 ・「環境（草木の繁茂等）」に統一します。

	「環境（草木の繁茂等)」となっているため、統一すべきではないか。 ・図６、７の文字が小さく読みづらい。 ・図６では「戸」、図７では「件」となっているため、統一すべきではないか。 ・図７「建物（老朽化、外壁の破損等)、２６件、１５％」の５が赤字になっている。	・図及び文字を大きくします。 ・「件」で統一します。 ・黒字に訂正します。
ｐ８　３　課題	・３行目「空家等の調査結果や市民等から寄せられた相談内容等を踏まえて、現状の主な課題として、次のようなことが考えられます。」⇒「調査結果や市民等から寄せられた相談内容等を踏まえると、現状の主な課題として、以下のことが考えられます。」にしてはどうか。 ・現状の主な課題が示されているが、放火による火災や不審者による治安悪化等は表記しなくてよいか。 ・課題１「建築材等の破損による」⇒「建材の破損による」にしてはどうか。 ・課題２「意思決定が困難な場合があります。」⇒「意思決定が困難になる場合があります。」にしてはどうか。 ・課題３「空家等を放置することに対する問題意識が低い人や、遠方居住や相続による所有などにより、	・指摘のとおり訂正します。 ・課題１では、地域の悪影響として考えられる主なものを例示しています。放火による火災や不審者による治安悪化は考えられますが、「ゴミの投棄等・・」という表現をしているので、それに含まれるとし、原案どおりとします。 ・指摘のとおり訂正します。 ・指摘のとおり訂正します。 ・指摘を踏まえ、次のとおり訂正します。「空家等は、相続等によりすべての人に関係する

	所有者や管理者としての問題意識がない人がいます。」⇒「空家等は所有者等に財産であることから、所有者等において適切な管理に努める義務があります。しかしながら、遠方居住や相続により所有者となった等で取得する場合もあり、所有者としての責任意識、管理意識が希薄です。」にしてはどうか。 ・課題４「空家等の流通、活用等による空家等を解消する手段について」⇒「空家等の問題を解消する手段が分からない」にしてはどうか。	可能性のある問題であり、また、個人の財産として所有者等が管理すべきものです。しかし、空家等を放置することに対する問題意識が低い傾向にあります。」 ・指摘を踏まえ、次のとおり訂正します。「流通、活用等による空家等の問題を解消する手段について・・」
ｐ９　（１）取り組み方針	・表題と表７のタイトルが合っていない。 ・表７「また、空家等の所有者等に対し、」の「空家等」は不要ではないか。 ・表７「空家等を適切に管理していただく・・」が謙譲語となっている。	・表７に合わせ表題を「基本方針」に訂正します。 ・指摘のとおり削除します。 ・「空家等を適切に管理するよう・・」に訂正します。
ｐ１０　２　空家等対策に関する施策	・１行目では「空き家になる前の状態」、図８では「居住・利用中状態」となっているため、統一すべきではないか。 ・３行目「啓発及び措置を講じ、専門機関・・」⇒「啓発及び措置について、専門機関・・」にしてはどうか。	・図に合わせ、「居住・利用中状態」で統一します。 ・指摘のとおり訂正します。
ｐ１１　（１）　空家等の発生の抑制と適正管理の促進	・１行目では「増加することが推測される・・」、②では「増加が予想される・・」となっているため、統一すべきでないか。 ・「高齢者単身世帯」という表記は、ｐ３では「一人	・「予想」で統一します。 ・文の内容として、「高齢者単身世帯」であ

	暮らし高齢者世帯」となっているため、統一すべきではないか。	る必要はないと考えるため、「高齢者世帯」に訂正します。
	・①「相続に関する講座の実施等を行います。」⇒「相続に関する講座等を開催します。」にしてはどうか。	・指摘のとおり訂正します。
	・①「将来的に空家等になることが見込まれる物件の所有者に向けて、物件を長期間放置することのデメリットを広報いるまや啓発チラシ等で周知するとともに、居住中の段階から物件の処分等の準備を進めていただくため、相続に関する講座の実施等を行います。⇒「「将来的に誰もが空家等の当事者になり得る」との周知を図り、住宅資産の今後について向き合うための意識啓発として、空家等の発生の抑制に関するチラシ、リーフレットの作成、相続に関する講座の実施を広報いるまでお知らせし、意識啓発を図ります。」にしてはどうか。	・指摘を踏まえ、次のとおり訂正します。「居住しない物件を長期間放置することのデメリットを周知するとともに、住宅資産の今後について考える意識啓発を図るため、啓発チラシの配布や相続に関する講座等を開催します。」
	・①は「広報いるまや啓発チラシ等」、②は「広報いるまやホームページ等」となっているため、統一すべきではないか。	・①と②で取り組み内容が異なり、あえて使い分けているため、原案どおりとします。
	・②「市民等への適正な管理方法・・」の「市民等への」は不要ではないか。	・指摘のとおり削除します。
	・③だけが、「努めます。」とする理由はあるのか。	・「定期的に調査を行い、正確な実態の把握に努めます。」⇒「正確な実態の把握のため、定期的に調査を実施します。」に訂正します。
	・③「空家等の相談窓口を設置して市民等からの情報を募り・・」の「市民等からの」は不要ではないか。	・指摘のとおり削除します。

	・④「所有者等に対して空家等を適切に・・」の「空家等を」は不要ではないか。 ・施行予定の条例の内容（緊急措置や公表）の掲載がない。	・指摘のとおり削除します。 ・緊急措置について、「④所有者等への情報提供等」の項目を「④管理不全な空家等への対応」に変更し、次のとおり訂正します。 「適切な管理がされていない空家等について、適切に管理するよう、活用や除却等の可能性を含め、情報提供、助言等を行います。また、著しく周辺に悪影響が認められる空家等については、特定空家等の認定及び措置を実施します。 　このほか、建築物の倒壊等により、人の生命、身体等に危害が及ぶ状態である場合は、必要最小限の措置を行います。」
ｐ１２　（２）空家等の利活用の促進	・１行目「空家等及び除却された空家等の跡地の利活用・・」⇒「空家等及びその跡地の利活用・・」にしてはどうか。（②も同様） ・①「当制度の開始以来、利活用の促進が図れていないため・・」とあるが、あえて表記する必要があるのか。 ・① 開始以来利活用が図られていないとのことであ	・指摘のとおり訂正します。 ・次のとおり訂正します。「空家等の管理不全を防止するとともに、本市への移住・定住を進め、地域の活性化につながることを目的に、平成２９年１２月に設置した空き家バンクを活用し、空家等の利活用を促進していきました。今後も、利活用の促進を図りつつ、より効果的な運営となるよう検討していきます。」 ・上記のとおり訂正したため、分析等を表記

	るが、その理由の分析等が表記されていない。	しません。
ｐ１３（３）特定空家等への対応	・②「助言又は指導を実施します。」⇒「助言又は指導を行います。」にしてはどうか。 ・勧告による特例措置の除外は、勧告をうけただけでは除外されず、勧告による必要な措置を賦課期日までに講じなかった場合に除外されるのではないのか。	・指摘のとおり訂正します。 ・特例措置の除外は、勧告をされた時点で行われます。ただし、実務上、その効力が発生するのは賦課期日を経過した時点からとなります。
ｐ１４ 図１０：特定空家等に対する措置の手順	・施行予定の条例の内容（緊急措置や公表）の掲載がない。	・公表については、図１０：特定空家等に対する措置の手順の「６　命令」の項目に、「(４) 命令に従わなかった対応」を追記し、それに含めることとします。
ｐ１５　１　空家等の相談に対する対応	・２行目「多種多様な内容のものが予測され、・・」の「内容の」は不要ではないか。 ・１行目「空家等の相続や問題は、環境面や防災面等、地域住民に悪影響を及ぼしているものや相続問題、住み替え等、多種多様な内容のものが予測され、個々の事案に対し適切かつ迅速な対応が求められています。」⇒「空家等の問題は、単に空家等の放置による損壊や倒壊の危険性のみならず、景観の悪化や防犯性の低下などによる社会的影響を及ぼす問題でもあること、その要因も、高齢化に伴う所有者本人の課題だけではなく、今後相続人となる家族や親族などにとっても、住宅の管理、資産活用などについて多くの方が当事者となり得る問題であることが予測され、これらの個々の事案に適切で迅速な対応が求められます。」にしてはどうか。	・指摘のとおり削除します。 ・指摘を踏まえ、次のとおり訂正します。「空家等の問題は、環境面や防災面等、地域住民に悪影響を及ぼすものや、相続問題、住み替え等、多種多様なものがあり、個々の事案に対し適切で迅速な対応が求められます。」

	・４行目「市では、住民等からの空家等に関する相談等に対し、・・」の「住民等からの」は不要ではないか。 ・４行目「総合窓口を危機管理課とし、・・」⇒「総合窓口を危機管理課内に設置し、・・」にしてはどうか。 ・空き家対策については、令和４年度に危機管理課から都市計画課に移管するのではないか。	・指摘のとおり削除します。 ・指摘のとおり訂正します。 ・現時点では、事務分掌の改正が行われていないため、危機管理課が所管課としての計画としています。当項目については、ｐ１７の注釈に変更する場合があることを表記しています。
ｐ１６　２　空家等対策の実施体制	・１行目「環境や、防災、建築等・・」⇒「環境や防災、建築等」にすべきではないか。 ・１行目「建築等他分野を横断していることから」⇒「建築等他分野にわたることから」にしてはどうか。 ・（１）「空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する・・」⇒「空家等対策計画の策定及び修正並びに実施に関する・・」にしてはどうか。 ・（１）「令和３年４月１日現在」⇒「令和４年４月１日現在」でないか。 ・委員構成において、「土地家屋調査士会」⇒「土地家屋調査士」ではないか。 ・（２）「情報共有及び横断的な連携を図ることで・・」の「横断的」は不要でないか。	・指摘のとおり訂正します。 ・指摘のとおり訂正します。 ・入間市空家等対策協議会条例に合わせてこの表記となっているため、原案どおりとします。 ・指摘のとおり訂正します。 ・指摘のとおり訂正します。 ・指摘のとおり訂正します。

ｐ１８　１　計画の見直し	・２行目「令和９年度（２０２７年度）とあるが、ここだけ西暦併記となっている理由はあるのか。	・西暦表記を削除します。
裏表紙	・令和４年４月の発行となると、発行は「都市計画課」になるのではないか。	・上述のとおり、現時点では事務分掌の改正が行われていないため、当表記となっています。

2. 計画スケジュール

前回示したとおりのスケジュールで進捗しています。

	令和３年度							令和 ４年度
	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	４月
協議会			●意見聴取			●最終報告		
庁内検討会議		●意見聴取			●意見聴取			
庁内意見聴取		10 月 5 日（火）から 10 月 22 日（金）まで	10 月 5 日（火）から 10 月 22 日（金）まで					
パブリックコメント				12 月 15 日（水）から 1 月 13 日（木）まで	12 月 15 日（水）から 1 月 13 日（木）まで			
計画策定				●計画案確定			●計画完成	●公表

【資料５】

第2次入間市空家等対策計画（案）

令和4年4月

入　　　間　　　市

目　次

1　計画策定の趣旨

1　計画策定の背景と目的 ……………………………… 1
2　計画の位置づけ ……………………………… 2
3　計画の期間 ……………………………… 2

2　空家等の現状と課題

1　人口動向 ……………………………… 3
2　空家等の状況 ……………………………… 4
3　課　題 ……………………………… 8

3　空家等の対策

1　基本理念 ……………………………… 9
2　空家等対策に関する施策 ……………………………… 10

4　空家等対策に関する実施体制

1　空家等の相談に対する対応 ……………………………… 15
2　空家等対策の実施体制 ……………………………… 16

5　その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

1　計画の見直し ……………………………… 18

1　計画策定の趣旨

1　計画策定の背景と目的

近年、人口減少や少子高齢化、核家族化の進展などにより、全国的に使用されていない住宅等が年々増加しています。

その中でも、適正に管理されず放置された状態の空家等は、防災、環境、衛生、景観等の面において、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす等、大きな社会問題となっています。

このような状況を踏まえ、国において、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」が平成２７年５月２６日に全面施行され、空家等に対する所有者等の責務や空家等に関して必要な措置を適切に講ずることなどの自治体の責務が明確になりました。

本市においては、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、法第６条第１項に規定される空家等対策計画として平成31年２月に「入間市空家等対策計画」を策定しました。

当計画に基づき、これまで空家等の対策を進めてきましたが、計画期間である４年が経過することから、計画内容の見直しを図り、本市の空家等対策の基本姿勢を示すとともに、対策を市民に広く周知し、空家等対策をより計画的に推進することを目的として、「第２次入間市空家等対策計画（以下「計画」という。）」を策定するものです。

表1：用語解説

本計画で使用する用語について
○空家等とは（法第2条第1項） 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。 **○特定空家等とは（法第2条第2項）** 空家等のうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるものをいう。
空家等に関する補足説明（国土交通省及び総務省の見解）
○「居住その他の使用がなされていないことが常態である」 建築物等が長期間にわたって使用されていない状態をいい、概ね年間を通して建築物等の使用実績がないことは１つの基準となると考えられる。 **○「長屋」や「集合（共同）住宅」の場合** 長屋や集合（共同）住宅については、当該住宅内の全ての住戸が空き家となった場合に当該住宅は「空家等」に含まれ得ることとなる。

2 計画の位置づけ

本市では、市全体のまちづくりの方向性を示し、市民に密接に関わる各種施策や事業を実施する際の指針となる総合計画を定めています。

この計画は第６次入間市総合計画のもとに位置づけられる行政計画であるとともに、法第６条第１項に規定する空家等対策計画とします。

表2:計画の位置づけ

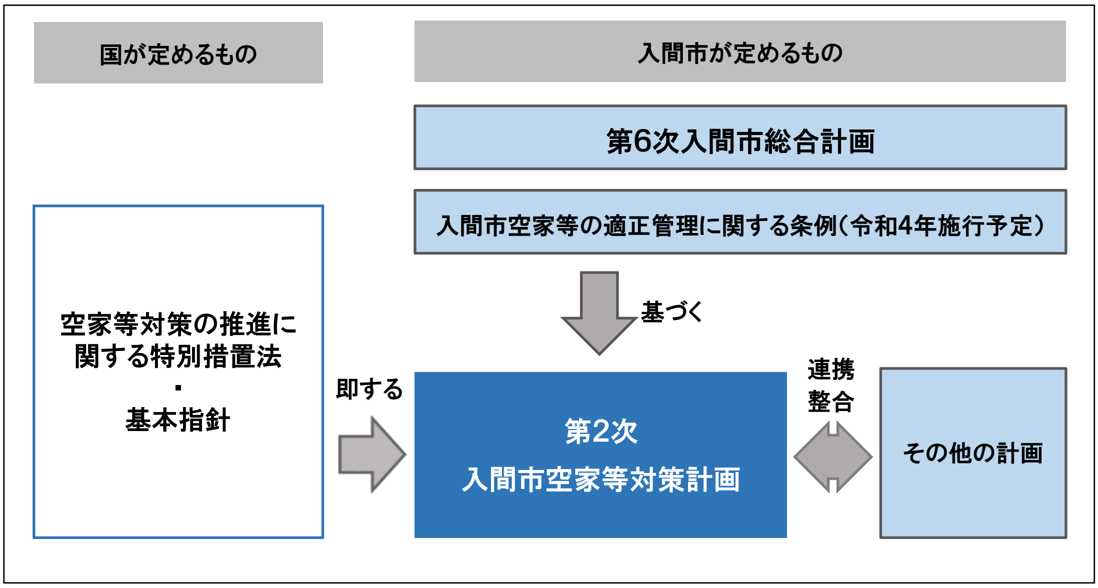

3 計画の期間

この計画は上位の計画である第６次入間市総合計画との整合を図るため、令和４年度から令和８年度までの５年間を計画期間とします。

また、総合的かつ計画的な空家等対策の推進のため、次期総合計画と合わせて、次期計画を策定するものとします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等に合わせ、随時見直しを検討します。

表3:計画スケジュール

年　度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
入間市総合計画	第6次総合計画（H29～R8）					次期総合計画	
後期基本計画	第6次後期基本計画（R4～R8）						
空家等対策計画	第2次入間市空家等対策計画（R4～R8）					次期計画	

2　空家等の現状と課題

1　人口動向

（1） 人口及び世帯数の推移

本市の令和２年の人口は１４万７，３１２人で、６５歳以上の高齢者は４万３，１７７人（総人口の２９％）となっており、平成２７年との比較では、６５歳以上の高齢者数が１．１３倍に増加して人口の伸び率（０．９８倍）を上回り、高齢化が進行していることがうかがえます。

また、高齢者世帯数及び一人暮らし高齢者数は平成２７年と比較して約１．３倍となっており、空家等が増加する要因となる可能性がうかがえます。

図1：人口・世帯の推移

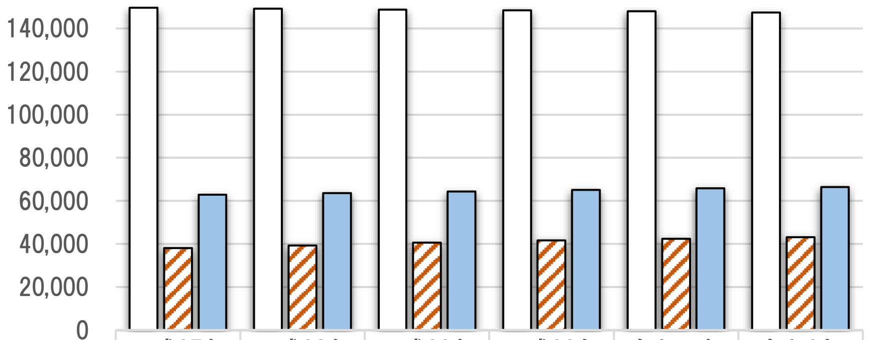

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口(人)	149,556	149,140	148,708	148,452	147,986	147,312
65歳以上(人)	38,039	39,354	40,599	41,691	42,453	43,177
世帯数(世帯)	62,945	63,603	64,293	65,100	65,841	66,418

出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）

図2：高齢者世帯及び一人暮らし高齢者の推移

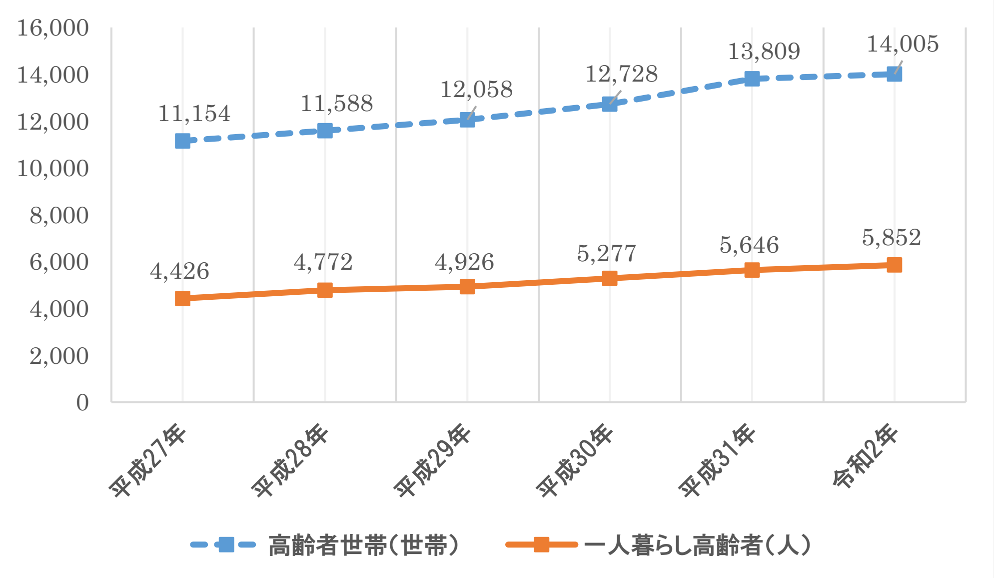

出典：高齢者実態調査（各年1月1日現在）

2 空家等の状況

（1） 住宅・土地統計調査から見た空家等の状況

① 全国の状況

総務省が５年ごとに実施している住宅・土地統計調査の平成３０年の調査結果によると、空き家の総数は８４８万８，６００戸であり、平成２５年と比べ２９万３，０００戸増加しています。また、平成３０年の総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）は１３．６％と、平成２５年から０．１ポイント上昇し、過去最高となっています。

図3：住宅数及び空き家数（全国）

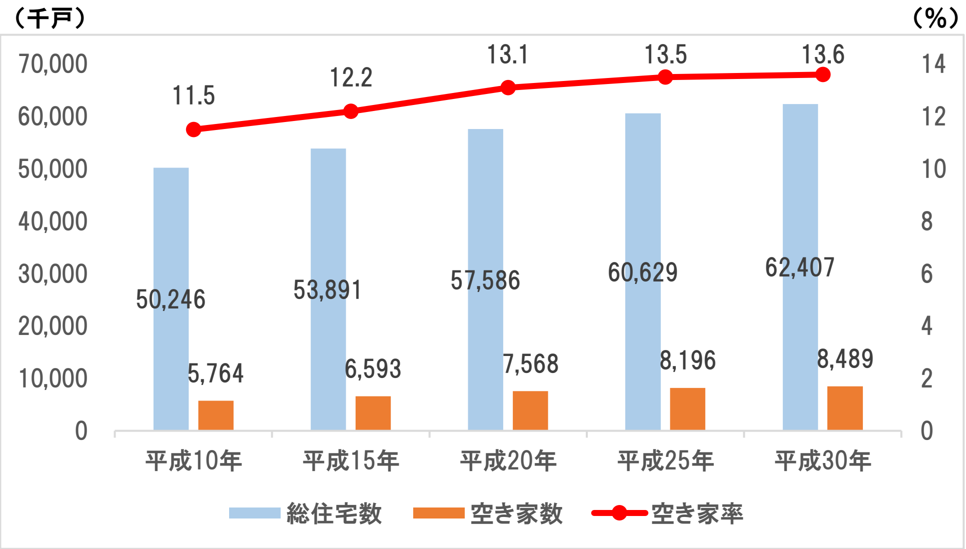

出典：住宅・土地統計調査

② 埼玉県の状況

埼玉県の平成３０年の住宅・土地統計調査では、空き家の総数は３４万６，２００戸であり、平成２５年と比べ８，８００戸減少しています。また、空き家率は１０．２％と、平成２５年から０．７ポイント下落しています。

図4：住宅数及び空き家数（埼玉県）

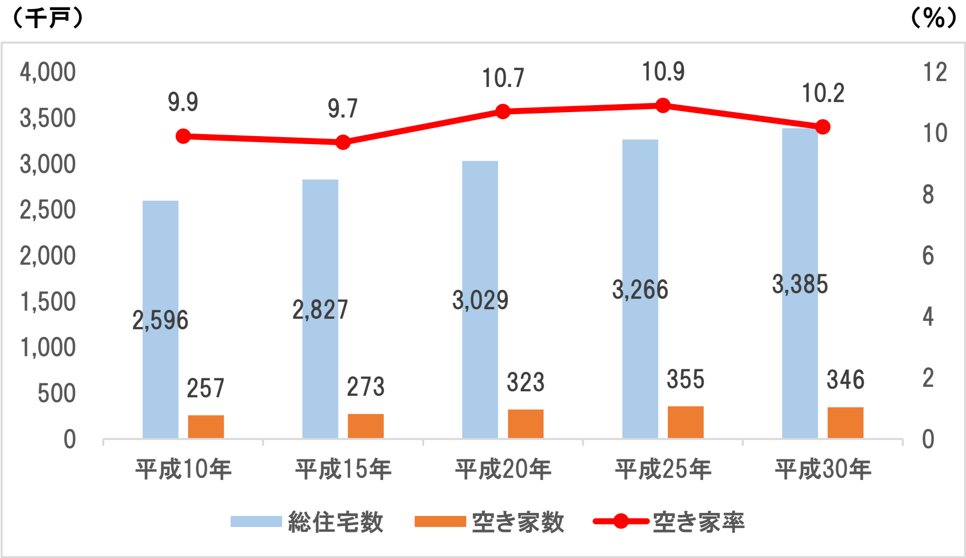

出典：住宅・土地統計調査

③ 入間市の状況

本市の平成３０年の住宅・土地統計調査結果では、空き家の総数は４，９００戸であり、平成２５年と比べ２６０戸増加しています。また、空き家率は７．６％と、平成２５年から０．２ポイント上昇していますが、全国及び埼玉県と比較して低い数値にあります。

図5：住宅数及び空き家数（入間市）

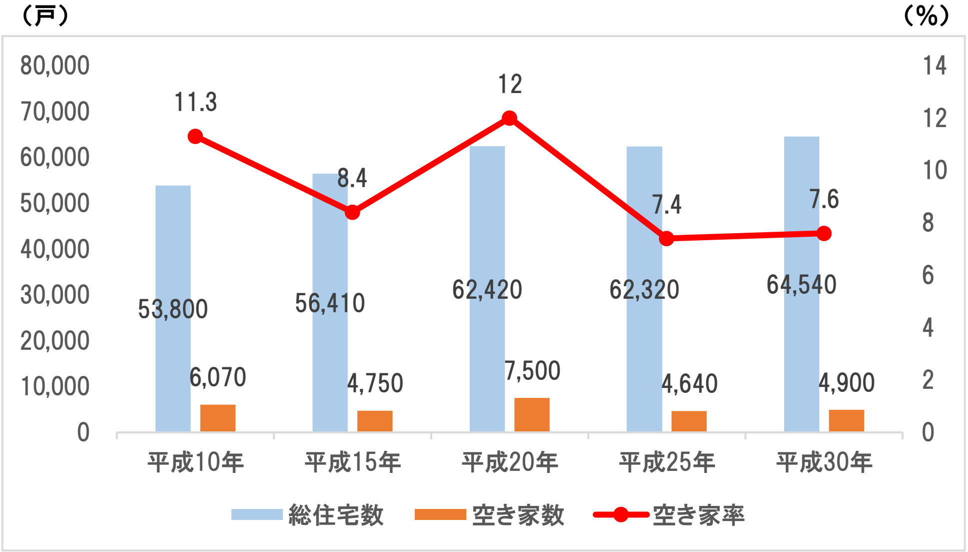

出典：住宅・土地統計調査

空き家総数４，９００戸のうち、用途別に見ますと、本計画の対象となる空家等となる可能性が高い「その他の住宅」が、１，６９０戸で全体の約３４％を占めています。今後、空き家数の増加とともに空き家率も上昇することが予想されます。

表4：住宅数及び空き家数（全国、埼玉県、入間市） （単位：戸）

項　　目		全　国	埼玉県	入間市
住宅総数		62,407,400	3,384,700	64,540
空き家総数		8,488,600	346,200	4,900
	二次的住宅	381,000	7,400	130
	賃貸用住宅	4,327,200	199,400	2,790
	売却用住宅	293,200	15,300	290
	その他の住宅	3,487,200	124,100	1,690
空き家率		13.6%	10.2%	7.6%
順位（空き家率）			47位（47都道府県）	49位（53市町）

出典：住宅・土地統計調査

表5：住宅・土地統計調査について

<table>
<tr><th colspan="2">住宅・土地統計調査について</th></tr>
<tr><td colspan="2">○住宅・土地統計調査とは
住宅・土地統計調査とは、統計法に基づき総務省統計局が昭和２５年から５年ごとに実施している調査で、「住生活関連諸施策の基礎資料を得ること」を目的とした標本調査です。
この調査において、空き家とは「住宅の要件」を満たす建物であり、調査時点で人が住んでいない、３か月にわたって住む予定の人もいない住宅をいいます。

○空き家の内訳
住宅・土地統計調査では、以下のとおり空き家を４つに区分しています。</td></tr>
<tr><td>二次的住宅</td><td>別荘や残業で遅くなった時に寝泊まりするなど、たまに寝泊まりする人がいる住宅</td></tr>
<tr><td>賃貸用住宅</td><td>新築・中古を問わず調査日時点で賃貸のために空き家となっている住宅</td></tr>
<tr><td>売却用住宅</td><td>新築・中古を問わず調査日時点で売却のために空き家となっている住宅</td></tr>
<tr><td>その他の住宅</td><td>上記３つ以外の人の住んでいない住宅で、転勤・入院などの理由で長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅</td></tr>
</table>

※「その他の住宅」が本計画の対象となる可能性が高い。

（2） 空家等の把握状況

本市では、生活環境に影響を及ぼしていると考えられる空家等について、平成２７年度から令和２年度まで調査を実施した結果、３３０件の空家等を確認しました。そのうち、１５１件が建物の取り壊し等により解消となり、令和３年３月３１日現在、１７９件の空家等を確認しています。

表6：空家等把握状況（令和3年3月31日時点）　（単位：件）

地　区	相談数	解消数	把握数
豊岡	122	69	53
東金子	47	13	34
金子	21	4	17
宮寺・二本木	21	11	10
藤沢	82	44	38
西武	37	10	27
合計	330	151	179

（3） 空家等の管理状況

空家等の管理状況を見ますと、確認されている空家等１７９件の内、適正に管理されていないものが８３件で、特に手入れ等の必要がないものが９６件となっています。

適正に管理されていない８３件の内訳は、環境（草木の繁茂等）が最も多く、次いで建物の老朽化、屋根、外壁等の破損となっています。

平成３０年３月３１日時点では、確認されている空家等のうち約８０％が適正に管理されておらず、地域住民へ悪影響と生活不安を及ぼしている状況となっていましたが、所有者等に対する通知等を行った結果、その割合は令和３年３月３１日現在、約４５％まで減少しました。

図6：空家等管理状況 （平成30年3月31日時点）

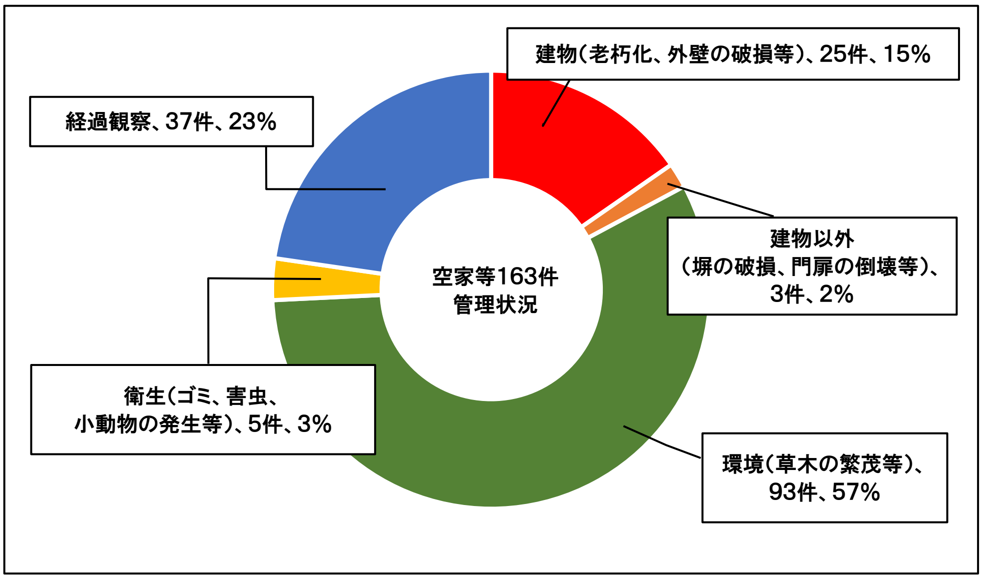

※パーセントは小数点以下を四捨五入した値

図7：空家等管理状況 （令和3年3月31日時点）

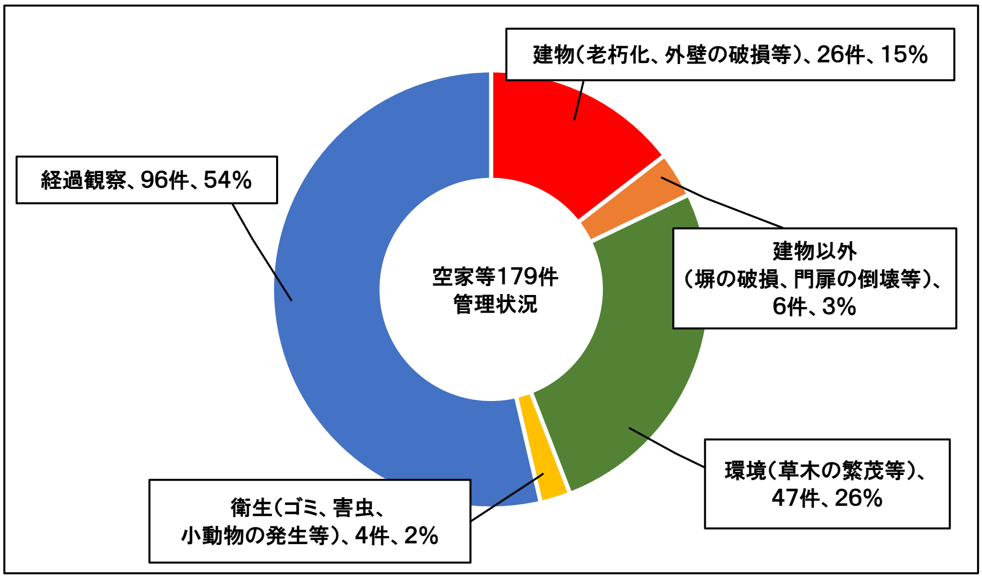

※パーセントは小数点以下を四捨五入した値

3 課　題

空家等から発生する諸問題に対し、対策の基本的な方向性を考えていく必要があります。

そこで、調査結果や市民等から寄せられた相談内容等を踏まえると、現状の主な課題として、以下のことが考えられます。

課題1　地域への悪影響

空家等が放置されると、老朽化による倒壊や、建材の破損による飛散等が発生する危険性があります。また、敷地内の草木の繁茂による隣地や道路への越境、敷地内へのゴミの投棄等、近隣の環境に悪影響を及ぼす原因となります。

課題2　所有者等の高齢化

所有者等の高齢化に伴う施設入所や入院等により、空家等の維持、管理が困難となる状況があります。また、病気等により意思決定が困難になる場合があります。

課題3　所有者等の管理意識の欠如

空家等は、相続等によりすべての人に関係する可能性のある問題であり、また、個人の財産として所有者等が管理すべきものです。しかし、空家等を放置することに対する問題意識が低い傾向にあります。

課題4　空家等を解消するための情報提供の不足

流通、活用等による空家等の問題を解消する手段について、どこに相談してよいか分からない、信頼できる事業者を知らない等、情報が不足している状況があります。

3　空家等の対策

1　基本理念

第６次入間市総合計画後期基本計画の６つの「施策の大綱」（章）のうちの１つとして掲げている「安全で安心してくらせるまちづくり」を目指し、総合的な空家等対策を推進します。

（1） 基本方針

空家等の実態調査結果等から見出した課題を踏まえ、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、以下の３項目を基本方針に掲げ、市民生活の安全と生活環境の保全に取り組みます。

表7:基本方針

基本方針		
項　目		内　容
1	空家等の発生の抑制と適正管理の促進	現在使用されている住宅等を空家等にしないための取り組みを実施します。 また、所有者等に対し、空家等を適切に管理するよう啓発等の取り組みを実施します。
2	空家等の利活用の促進	空家等を資源として捉え、利活用を促進するための取り組みを実施します。
3	特定空家等への対応	法に基づく行政措置を推進し、周辺の生活環境に著しい悪影響を及ぼしている特定空家等の解消を目指します。

（2） 対象とする地区

本計画の対象地区は市内全域とします。

（3） 対象とする物件

本計画の対象とする物件は、法第２条に定める「空家等」とします。なお、販売用又は 賃貸用物件については、利活用の計画・予定があると考えられるため、原則として計画の対象外としますが、適正な管理がなされておらず、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしているものについては、本計画の対象とします。

2 空家等対策に関する施策

本市の空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため「居住・利用中状態」から「空家等状態」、「管理不全の状態」、「空家等の除却、跡地利用」までの状況に応じた啓発及び措置について、専門機関、関連団体、区・自治会、庁内各関係課等と連携して取り組みます。

図8：基本方針と施策の概要

	項　目	施策の概要
1	空家等の発生の抑制と適正管理の促進	①未然防止策の実施 ②所有者等への啓発 ③空家等の調査 ④管理不全な空家等への対応
2	空家等の利活用の促進	①空き家バンクの運営 ②空家等の活用の検討
3	特定空家等への対応	①特定空家等の認定 ②特定空家等に対する措置

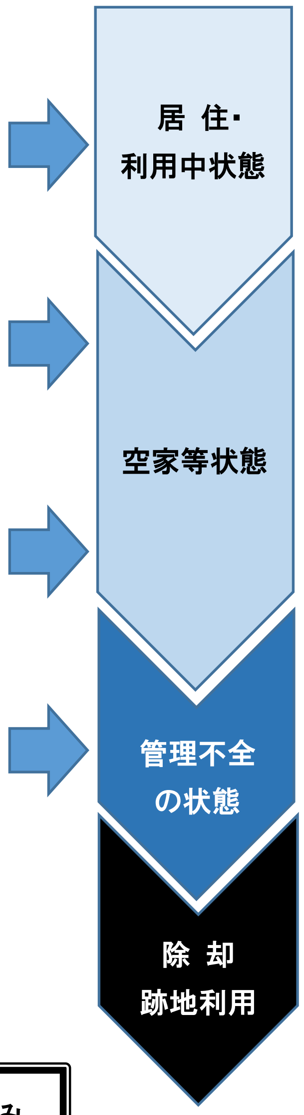

専門機関、関連団体、区・自治会、庁内関係課等と連携した取り組み

（1）空家等の発生の抑制と適正管理の促進

核家族や高齢者世帯が急増し、今後、空家等がさらに増加することが予想されることから、これらの対象者に対し、現在居住又は使用している住宅等が空家等にならないための取り組みを行っていくことが重要です。

また、空家等は法第３条において「空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と規定されているように、所有者等自らが適切に管理することが原則です。

しかし、「相続人不明で放置されている。」、「所有者が遠方であり、管理できない。」など、所有者等の様々な事情により市内全域に空家等が点在しているのが現状です。

以上のことから、本市では、空家等の発生の抑制及び適正管理の促進について、以下の取り組みを行います。

① 未然防止策の実施

居住しない物件を長期間放置することのデメリットを周知するとともに、住宅資産の今後について考える意識啓発を図るため、啓発チラシの配布や相続に関する講座等を開催します。

② 所有者等への啓発

空家等は、所有者等自らが適切に管理することが原則であることを認識させるため、広報いるまやホームページ等により所有者等の責務についての啓発を行います。また、今後さらに空家等の増加が予想されることから、適正な管理方法、相談窓口等について周知・啓発を行います。

③ 空家等の調査

空家等の相談窓口を設置して情報を募り、それに基づき調査を行います。また、調査結果を取りまとめた台帳を整備、管理していきます。台帳に登録された空家等については、正確な実態の把握のため、定期的に調査を行います。

④ 管理不全な空家等への対応

適切な管理がされていない空家等について、適切に管理するよう、活用や除却等の可能性も含め、情報提供、助言等を行います。また、著しく周辺に悪影響が認められる空家等については、特定空家等の認定及び措置を実施します。

このほか、建築物の倒壊等により、人の生命、身体等に危害が及ぶ危険性がある場合は、行政による必要最小限の措置を行います。

（2） 空家等の利活用の促進

空家等及びその跡地の利活用の促進は、空家等対策において重要な位置づけとなっています。活用可能な空家等について所有者等や入居希望者等に対し活用を促すとともに、その跡地も含めた空家等を地域の資源として活用すべく、その方策を検討することが必要とされています。

このことから、本市では、以下の取り組みにより空家等の利活用を推進していきます。

① 空き家バンクの運営

空家等の管理不全を防止するとともに、本市への移住・定住を進め、地域の活性化につなげることを目的に、平成２９年１２月に設置した空き家バンクを活用し、空家等の利活用を促進してきました。

今後も、空家等の利活用の促進を図りつつ、効果的な運営となるよう検討していきます。

② 空家等の利活用の検討

空家等及びその跡地の利活用については、専門機関・団体等と連携を図り、空家等の専門的な相談窓口のあり方を含め、地域住民の交流の場や公共的な施設等での活用等の具体的な方策を空家等対策庁内検討会議及び入間市空家等対策協議会において検討していきます。

また、空家等の利活用に関するノウハウを有する民間事業者等との連携も含め、利活用の促進を図る新たな取り組みを検討していきます。

（3） 特定空家等への対応

空家等のうち、特定空家等に該当する可能性があるものは、隣家や地域にとって著しい悪影響を及ぼしているため、早期に改善する必要があります。

本市では、以下の取り組みで特定空家等への対応を行い、その改善を目指します。

① 特定空家等の認定

隣家や地域に著しい悪影響を及ぼしている空家等については、法に基づき立入調査を行い、その結果を空家等対策庁内検討会議及び入間市空家等対策協議会にて協議し、特定空家等の認定を行います。

② 特定空家等に対する措置

特定空家等に認定された物件については、庁内関係課と連携し、また、入間市空家等対策協議会の意見も聴取しながら、周辺への影響や危険等の切迫性を勘案し、所有者等に対して、以下の手順で措置を行います。

（ア）助言又は指導（法第１４条第１項）

特定空家等の所有者等に対し、除去、修繕、立木等の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導を行います。

（イ）勧告（法第１４条第２項）

助言又は指導をした場合において、特定空家等の状態が改善されていないと認めるときは、特定空家等の所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて必要な措置をとることを勧告します。

なお、勧告を受けた場合、特定空家等に係る土地は、住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の適用から除外されます。

（ウ）命令（法第１４条第３項）

勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を取らなかった場合において、特に必要があると認められるときは、その者に対し相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命じます。

（エ）行政代執行（法第１４条第９項）

措置を命ぜられた者が、その措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても命令の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法の定めるところに従い、代執行の手続の検討及び実施に移行します。

図10:特定空家等に対する措置の手順

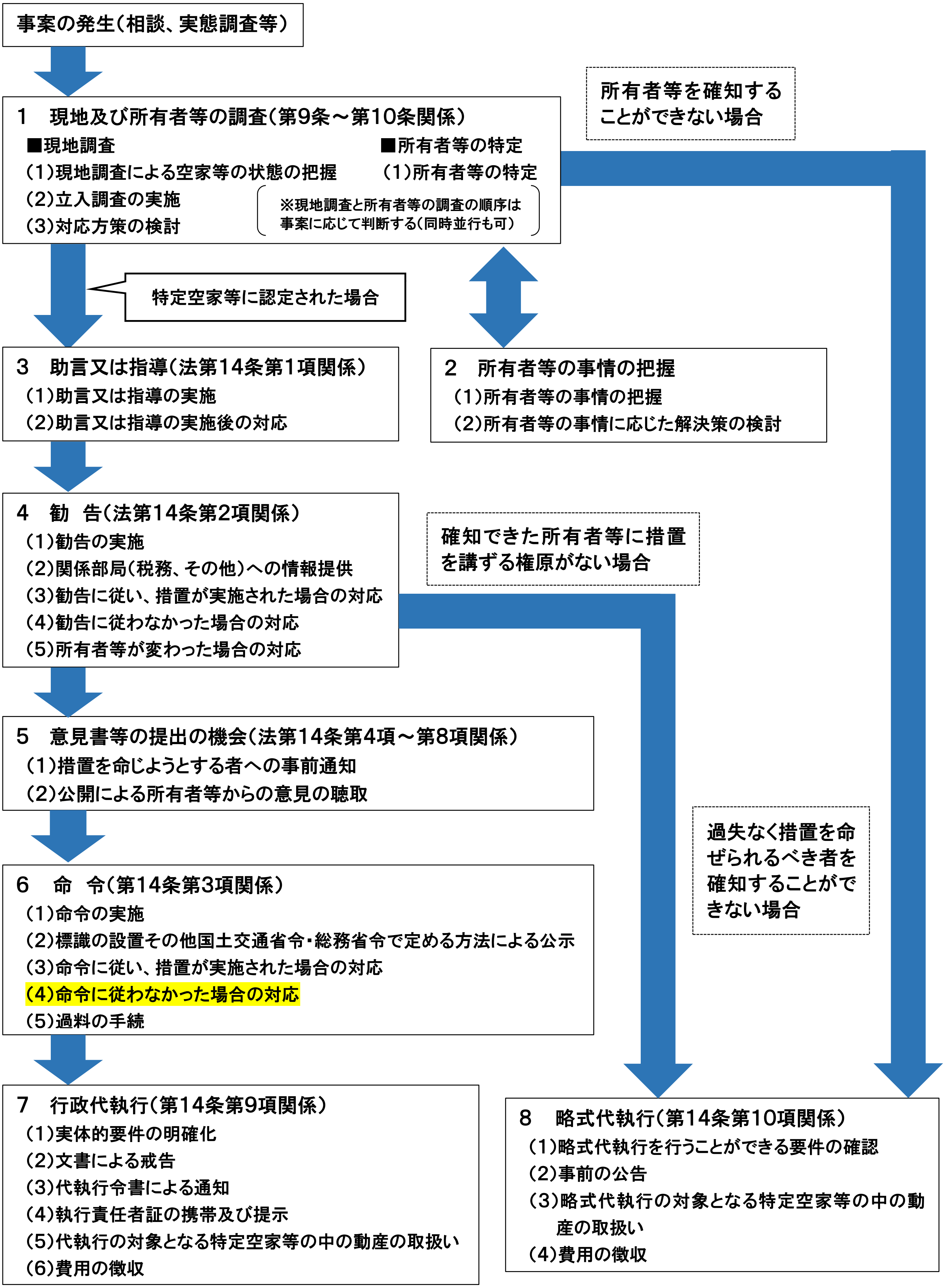

4　空家等対策に関する実施体制

1　空家等の相談に対する対応

空家等の問題は、環境面や防災面等、地域住民に悪影響を及ぼすものや、相続問題、住み替え等、多種多様なものがあり、個々の事案に対し適切で迅速な対応が求められます。

本市では、空家等に関する相談等に対し、総合窓口を危機管理課内に設置し、必要に応じて空家等対策に係わる庁内関係課と連携し対応していきます。

また、解決が困難な専門的な相談は、関係事業者、団体等に協力を求め対応していきます。

図11：相談対応フロー図

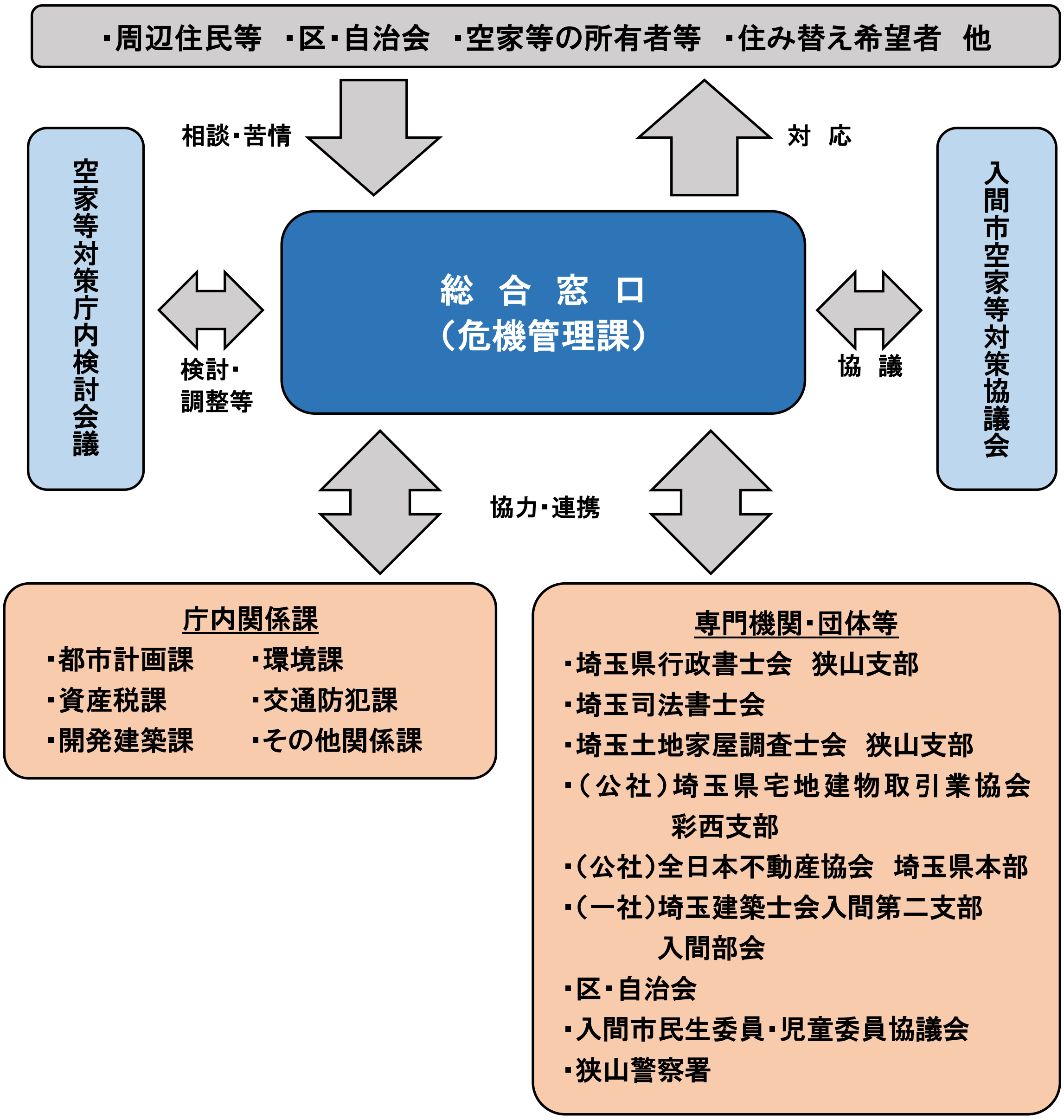

2 空家等対策の実施体制

空家等がもたらす問題は、環境や防災、建築等多分野にわたることから、庁内関係課や関係機関が連携し、対策を講じる必要があります。本市では、空家等に関する対策を総合的に推進するため、庁内体制の役割を明確にするとともに、事業者、専門機関等と連携し、適切で迅速な対応ができる体制を整備します。

（1） 入間市空家等対策協議会

入間市空家等対策協議会は、事務局を危機管理課に据え、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うほか、特定空家等の認定等に対する協議を行うことを目的に設置しています。

入間市空家等対策協議会　委員構成（令和4年4月1日現在）
・入間市長 ・地域住民（入間市連合区長会、一般公募） ・法務学識経験者（司法書士、行政書士） ・不動産学識経験者（宅地建物取引士、土地家屋調査士） ・建築学識経験者（建築士） ・福祉学識経験者（民生委員） ・その他市長が必要と認める者（狭山警察署）

（2） 空家等対策庁内検討会議

空家等対策庁内検討会議は、庁内関係課をもって組織し、空家等に関する情報共有及び連携を図ることで、施策を効率的かつ効果的に展開するために設置しています。

空家等対策庁内検討会議　委員構成（令和4年4月1日現在）
・総務部　資産税課長 ・市民生活部　交通防犯課長 ・環境経済部　環境課長 ・都市整備部　都市計画課長 ・都市整備部　開発建築課長 ・危機管理課長

庁内体制の役割

表8：庁内体制の役割

	事　項	担当課
1	・空家等対策の総合窓口 ・関係課との連絡調整 ・協議会の開催等に関すること ・庁内検討会議の開催等に関すること	危機管理課
2	・空家等の利活用に関すること	都市計画課
3	・環境・衛生に関すること	環境課
4	・所有者等の情報に関すること	資産税課
5	・防犯に関すること	交通防犯課
6	・建築基準法に係る助言に関すること	開発建築課

※4　空家等対策に関する実施体制については、令和３年度時点のものとなるため、組織編制の見直しに伴い変更となる場合があります。

5　その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

1　計画の見直し

入間市総合計画や国の動向と整合を図り、整備した台帳による市内の現状・実態を踏まえ、これまでの取り組みに対する評価、検証を行い、令和９年度以降の次期計画の策定を行うこととします。

また、計画期間中であっても、相続登記の義務化やマイナンバー制度とのデータ連携の動向を注視し、法令や国の補助制度等の改正、社会情勢の変化等に合わせ、随時必要な見直しを行います。

なお、次期計画の策定にあたっては、入間市空家等対策庁内検討会議において、具体的な見直し案を立案し、法第７条に定める入間市空家等対策協議会で協議していくことを基本とします。

第2次入間市空家等対策計画
令和4年4月　発行

発　行　　埼玉県入間市
編　集　　危機管理課
〒358－8511
埼玉県入間市豊岡一丁目16番1号
電話04－2964－1111（代表）

【資料６】

入間市空家等の適正管理に関する条例の制定について

１．前回からの変更点

条例（案）について、総務課法規担当より指示がありましたので、以下のとおり対応いたしました。（軽微な修正は除きます。）

①入間市空家等の適正管理に関する条例

条　　例 指示内容	対　　応
（目的） 第１条　この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正管理に関し必要な事項を定めることにより、空家等が適切に管理され、周辺環境の安全が確保された安心して生活できるまちの実現に寄与することを目的とする。 【指　示】 ・空家等が適切に管理され、は、その前文に空家等の適正管理と同じような内容が重複しているため必要ない。 ・周辺環境の前に「空家等の」を追記し、また、第３条の規定に合わせ、「周辺の生活環境」とした方が良い。	・「空家等が適切に管理され、」は、削除します。 ・周辺環境の前に「空家等の」を追記し、また、第３条の規定に合わせ、「周辺の生活環境」に訂正します。
（所有者等の責務） 第３条　所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空家等を適正に管理するよう努めるものとする。	・周辺の生活環境の前に「空家等の」を追記します。

【指　示】 ・周辺の生活環境の前に「空家等の」を追記した方が良い。	
（空家等の活用等） 第８条　市長は、空家等に関する情報の提供及びその他これらの活用のために必要な対策を講ずるものとする。 【指　示】 ・（空家等の活用等）は、空家等の活用のみの規定であるため、「等」は必要ない。 ・及びは必要ない。 ・これらは、「空家等」示すものであると思うが、この条文では、「情報提供」との意味となってしまう。	・（空家等の活用等）は「等」を削除し、（空家等の活用）とします。 ・及びは削除します。 ・これらは、「空家等」に訂正します。
（委任） 第１０条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 【指　示】 ・市長が別にを「規則で」とした方が良い。	・市長が別にを「規則で」に訂正します。

②入間市空家等の適正管理に関する条例施行規則

条　例 指示内容	対　応
（緊急措置） 第２条　条例第６条第１項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。 ⑴　開放されている窓その他の開口部の閉鎖	・第２条の⑴⑵⑹の規定については緊急措置の対応としては切迫するような状態ではないとの判断から削除し、⑸危険な立木等の剪定の「剪定」は「除去」に訂正し、併せて各号も繰り上げ訂正します。

⑵　開口されている門扉の閉鎖 ⑶　外壁及び柵、塀その他の敷地を囲む工作物の著しく破損した部分の養生 ⑷　屋根、外壁又は屋根若しくは外壁にある建物の付属物の落下又は飛散の防止措置 ⑸　危険な立木等の剪定 ⑹　動物、害虫の駆除 ⑺　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置 【指　示】 ・緊急措置については、条例の規定で「人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす状態が切迫していると認めるとき…」となっており、整合性が取れていないのではないか。 ・⑸　危険な立木等の剪定の「剪定」は「除去」とした方が良い。	
（委任） 第４条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 【指　示】 ・（委任）は（雑則）に訂正した方が良い。 ・「市長が」は必要ない。	・（委任）は、（雑則）に訂正します。 ・「市長が」は、削除します。
様式第１号（空家等に対する緊急措置通知書） 入間市空家等の適正管理に関する条例第６条第１項の規定により下記のとおり緊急措置を講じたので、同条第２項により通知します。	・「下記」は「次」に訂正し、「記」は削除します。 ・「なお、当該措置に要した費用は、貴殿に請求することになりますのでご承知おきください。」は、削除します。 ・「※納入期限までに納入すること。」は、

なお、当該措置に要した費用は、貴殿に請求することになりますのでご承知おきください。 記 ※納入期限までに納入すること。 【指　示】 ・「下記」については「次」に訂正し、「記」については削除した方が良い。 ・「なお、当該措置に要した費用は、貴殿に請求することになりますのでご承知おきください。」については、条例第６条第４項で費用を徴収することを規定しているため必要ない。 ・「※納入期限までに納入すること。」は、必要ない。	削除します。
様式第２号（公表に対する意見陳述の機会の付与通知書） あなたが所有（管理）する下記の空家等については、　　年　　月　　日付け第　　号により、空家等対策の推進に関する特別措置法第１４条第３項の規定に基づく命令をしましたが、現在に至っても命令した措置がなされていないため、入間市空家等の適正管理に関する条例第７条第１項の規定による公表をすることになります。 つきましては、入間市空家等の適正管理に関する条例第７条第２項の規定により、下記のとおり意見を述べる機会を付与しますので、意見がある場合は、公表に対する意見書	・「下記」は「次」に訂正し、「記」は削除します。 ・通知文章４行目末尾を「…ので、同条第２項の規定により通知します。」を追記します。 ・「つきましては、入間市空家等の適正管理に関する条例第７条第２項の規定により、下記のとおり意見を述べる機会を付与しますので、意見がある場合は、公表に対する意見書（様式第３号）を提出してください。」は、削除します。

（様式第３号）を提出してください。 記 【指　示】 ・「下記」については「次」に訂正し、「記」については削除した方が良い。 ・通知文章４行目末尾を「…ので、同条第２項の規定により通知します。」と追記し、「つきましては、入間市空家等の適正管理に関する条例第７条第２項の規定により、下記のとおり意見を述べる機会を付与しますので、意見がある場合は、公表に対する意見書（様式第３号）を提出してください。」については、施行規則第３条第３項に規定しているため必要ない。	
様式第３号（公表に対する意見書） ※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 入間市空家等の適正管理に関する条例第７条第２項の規定により、下記のとおり意見を述べます。 記 【指　示】 ・※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名の位置を、氏名の下に訂正した方が良い。 ・条例第７条第２項ではなく、「条例施行規則第３条第３項」とした方が良い。 ・「下記」については「次」に訂正し、「記」	・「※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名」の位置を、氏名の下に訂正します。 ・条例第７条第２項を、「条例施行規則第３条第３項」に訂正します。 ・「下記」は「次」に訂正し、「記」は削除します。

については削除した方が良い。	

２.制定スケジュール

前回示したとおりのスケジュールで進捗しています。

	令和３年度							令和４年度	
	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	４月～６月	７月
対策協議会			●意見聴取			●最終報告			
庁内検討会議		●意見聴取			●最終報告				
パブリックコメント			10/26～11/24						
例規審査委員会					●例規審査				
議会							●提案・議決		
条例							条例公布●	市民周知期間（約３か月）	●条例制定

【資料７】

入間市空家等の適正管理に関する条例（案）

（目的）

第１条　この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正管理に関し必要な事項を定めることにより、空家等の周辺の生活環境の安全が確保された安心して生活できるまちの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　空家等　市内に所在する法第２条第１項に規定する空家等をいう。

⑵　特定空家等　市内に所在する法第２条第２項に規定する特定空家等をいう。

⑶　所有者等　空家等の所有者又は管理者をいう。

⑷　市民等　市内に居住する者又は通勤し、通学する等市内に滞在する者をいう。

（所有者等の責務）

第３条　所有者等は、空家等の周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空家等を適正に管理するよう努めるものとする。

（市の責務）

第４条　市は、第１条の目的を達成するため、空家等の適正管理の推進のために必要な施策を実施するものとする。

（市民等による情報の提供）

第５条　市民等は、適正に管理されていない空家等があると認めるときは、市に当該空家等の情報を提供するよう努めるものとする。

（緊急措置）

第６条　市長は、空家等が適正に管理されていない状態にあることにより、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす状態が切迫していると認めるときは、これを回避するための必要最小限の措置として規則で定めるもの（以下この条において「緊急措置」という。）を講ずることができる。

２　市長は、緊急措置を講じたときは、その内容を当該空家等の所有者等に通知しなければ

ならない。
３　市長は、前項の通知をしようとする場合において、当該空家等の所有者等を確知できないとき、又は当該空家等の所有者等の所在が判明しないときは、当該通知の内容を公告することをもって通知に代えることができる。
４　市長は、緊急措置を講じたときは、当該緊急措置に要した費用を所有者等から徴収することができる。
（公表）
第７条　市長は、特定空家等の所有者等に対し、法第１４条第３項の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由もなく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。
⑴　命令に従わない者の氏名及び住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
⑵　命令の対象である特定空家等の所在地
⑶　命令の内容
⑷　その他市長が必要と認める事項
２　市長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る特定空家等の所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。
（空家等の活用）
第８条　市長は、空家等に関する情報の提供その他空家等の活用のために必要な対策を講ずるものとする。
（関係機関との連携）
第９条　市長は、空家等の適正な管理のために必要があると認めるときは、当該空家等の存する区域を管轄する警察その他の関係機関に必要な措置を要請することができる。
（委任）
第１０条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。
附　則
この条例は、令和４年７月１日から施行する。

入間市空家等の適正管理に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第１条　この規則は、入間市空家等の適正管理に関する条例（令和３年条例第　　号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（緊急措置）

第２条　条例第６条第１項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

⑴　外壁及び柵、塀その他の敷地を囲む工作物の著しく破損した部分の養生

⑵　屋根、外壁又は屋根若しくは外壁にある建物の付属物の落下又は飛散の防止措置

⑶　危険な立木等の除去

⑷　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置

２　条例第６条第２項の規定による通知は、空き家等に対する緊急措置通知書（様式第１号）により行うものとする。

（公表）

第３条　条例第７条第１項の規定による公表は、入間市公告式条例（昭和３１年条例第３号）第２条第２項に規定する掲示場への掲示その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

２　条例第７条第２項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、公表に対する意見陳述の機会の付与通知書（様式第２号）により、当該公表に係る特定空家等の所有者等に通知するものとする。

３　前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して１４日以内に、公表に対する意見書（様式第３号）により意見を述べなければならない。

（雑則）

第４条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、令和４年７月１日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

空家等に対する緊急措置通知書

第　　　　　　号

年　　月　　日

様

入間市長　　　　　　　　　㊞

入間市空家等の適正管理に関する条例第６条第１項の規定により次のとおり緊急措置を講じたので、同条第２項により通知します。

空家等の所在地	
実施年月日	年　　月　　日
実施した措置内容	
措置した理由	
措置に要した費用	円
納入期限	年　　月　　日

様式第２号（第３条関係）

公表に対する意見陳述の機会の付与通知書

第　　　　　　号

年　　　月　　　日

様

入間市長　　　　　　　　　印

あなたが所有（管理）する次の空家等については、　　年　　月　　日付け第　　　号により、空家等対策の推進に関する特別措置法第１４条第３項の規定に基づく命令をしましたが、現在に至っても命令した措置がなされていないため、入間市空家等の適正管理に関する条例第７条第１項の規定による公表をすることになりますので、同条第２項の規定により通知します。

空家等の所在地	
予定される公表の内容	
公表の原因となる事実	
意見書の提出先 及び提出期限	提出先 提出期限　　　年　　　月　　　日

様式第３号（第３条関係）

公表に対する意見書

年　　月　　日

（宛先）入間市長

提出者　住　　所

氏　　名

（法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

入間市空家等の適正管理に関する条例施行規則第３条第３項の規定により、次のとおり意見を述べます。

空家等の所在地	
公表の原因となる事実についての意見	
その他当該事案の内容についての意見	
証拠書類等の有無	有　・　無

【資料８】

今後の主な取組予定について

１．令和３年度

（１）入間市空き家相談会

・令和４年２月１５日（火）

於：入間市役所５階　５０２会議室

１３：３０～１６：００（予定）

相談会チラシ

２．令和４年度

（１）納税通知書を活用した空家等の適正管理の啓発

５月上旬頃に発送予定の固定資産税納付書に空き家バンク及び適正管理のチラシを同封

同封チラシ（昨年度のもの）

（２）入間市空家等対策協議会委員の改選

・第１回協議会（令和４年７月上旬予定）※委員の改選（裏面参照）

※組織機構の見直しに伴い、令和４年度より空家等対策は都市計画課が所管課となる予定です。

入間市空家等対策協議会委員の改選について

１．現委員の任期
　令和２年６月１日～令和４年５月３１日（２年間）

２．新委員の任期
　令和４年６月１日～令和６年５月３１日（２年間）

３．新委員の選出
（１）一般公募（２名）
　広報いるま４月１日号、庁舎における掲示、市公式ホームページで公募し、公募結果を選考委員会にて選考。

（２）各団体からの推薦
　令和４年４月初旬に関係機関に委員の推薦を依頼。

４．新委員の委嘱
　令和４年度第１回入間市空家等対策協議会にて委嘱状を交付。